

## 高知県競馬組合地域福祉振興基金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県競馬組合地域福祉振興基金設置及び管理運用規程（以下「規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成交付対象者は、高知県内で活動する社会福祉協議会及び特定非営利活動法人等の非営利団体（任意団体を除く。）とする。

2 前項における助成交付対象者は、本事業のうち第3条第1項第1号に規定する事業において、前年度に交付決定を受けていない団体及び社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う他の基金助成事業において、当該年度に交付決定を受けていない団体とする。

(助成の対象事業及び助成額等)

第3条 規程第5条第1項第1号に定めるこの基金による助成対象事業は、次の各号に該当する事業とし、予算の範囲内において助成する。

(1) 持続可能な地域づくり推進事業

SDGsの推進につながる次の地域福祉活動等に係る事業

- ア 厳しい環境に置かれた子ども、女性、障害者等への支援
- イ 福祉の視点からの地域づくりへの支援

(2) デジタル化等推進事業

デジタル化等の推進につながる次の整備に係る事業

- ア IT機器を活用した働き方改革の推進等
  - (ア) 財務及び労務管理システム等の導入による業務改善
  - (イ) オンライン会議やモバイル端末等の導入による効率化
- イ 地域福祉活動の活性化を図るための車両整備等

2 前項の事業のうち、国または地方公共団体等から受託した事業については対象外とする。

3 助成対象経費、助成額及び各事業の対象者は、別表のとおりとする。

4 助成の対象事業は、助成対象年度の3月31日までに完了するものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（別記第1号様式）及び関係書類を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の審査)

第5条 会長は、助成金の交付を決定するときは、あらかじめ高知県競馬組合地域福祉振興基金助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受けるものとする。

2 会長は、審査委員会の意見に基づき助成金の交付を適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を申請者に通知するものとし、それ以外るときは、助成金の不交付の旨を通知するものとする。

(助成の条件)

第6条 助成金の交付決定を受けた者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 助成金は、その交付目的に反して支出してはならない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成の目的に反して使用、譲渡、交換及び貸し付けてはならない。
- (3) 事業を実施するときは、その事業のポスター及び要綱等に「高知県競馬組合地域福祉振興基金助成事業」の表示をしなければならない。また、助成を受けて購入した機器及び備品等にも「高知県競馬組合地域福祉振興基金助成事業」の表示をするものとする。

(助成事業の変更等)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)及び事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に助成事業変更申請書(別記第2号様式)を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、助成の対象となった事業が完了した後、1月以内又は4月15日のいずれか早い日までに実績報告書(別記第3号様式)により事業の実績を証する書類及び収支決算書を添えて事業の実績を報告しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第9条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付決定額の範囲内で交付額を確定し、文書で通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 会長は、前条の規定により交付額を確定した後に、助成金を交付するものとする。ただし、会長が助成金の交付の目的を達するため必要があると認めたときは、助成金の交付決定額の60パーセント以内で概算交付をすることができるものとする。

- 2 助成金の交付を受けようとする者が、前項の規定に基づく助成金の精算又は概算請求をしようとするときは、助成金の交付の決定通知を受け取った日以降に精算又は概算請求書(別記第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第11条 会長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還させるものとする。

- (1) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 第6条に定める助成条件に違反したとき
- (3) 助成金の確定額が概算交付した額を下回ったとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

	持続可能な地域づくり推進事業	デジタル化等推進事業	
		I T機器を活用した働き方改革の推進等	地域福祉活動の活性化を図るための車両整備等
助成対象経費	賃金、諸謝金、旅費交通費、印刷製本費、消耗品・備品購入費、使用料・借上料、その他助成対象事業の実施に必要と認められる経費 (団体の経常経費は不可)	固定資産取得支出、消耗品費、備品購入費、修繕費、通信運搬費、手数料、使用料・借上料、その他助成対象事業の実施に必要と認められる経費	車両運搬具、固定資産取得支出、消耗品費、備品購入費、手数料、使用料・借上料、租税公課、その他助成対象事業の実施に必要と認められる経費
助成額	40万円以内	50万円以内	300万円以内
助成対象者	高知県内で活動する特定非営利活動法人（NPO法人）等の非営利団体（任意団体を除く）	高知県内で活動する社会福祉協議会	